

兵庫県営林道維持管理要綱

昭和44年5月26日付け第73号
最終改正 令和3年3月23日付け治第1535号

(目的)

第1条 この要綱は、次の兵庫県営林道（以下「林道」という。）の維持管理について必要な事項を定め、もって林道の保全と車両の通行の安全を図ることを目的とする。

	路線名	適用
森林基幹道	瀬川・氷ノ山線	兵庫森林管理署が管理する区間を除く
	妙見・蘇武線	養父市が管理する区間を除く
	三川線	
	雪彦・峰山線	姫路市、神河町、宍粟市が管理する区間を除く
	笠形線	
	峰山線	
	須留ヶ峰線	
	池ノ尾線	
	千町・段ヶ峰線	
	千ヶ峰・三国岳線	
ふるさと林道	上村・米地線	
	山東・朝来線	

(注) 各路線に整備した路網拠点林道（支線・土場等）を含む。

(管理者)

第2条 林道の維持管理は、行政組織規則第87条の6第4項及び第87の7第3項第2号の規定に基づき所管する県民局長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、林道及びその付属施設を常時良好な状態に保つため、林道を随時巡視してその保全に努めるものとする。

2 管理者は、林道及びその付属施設に異常を発見したときは、速かに応急の措置をとるとともに、原状回復に必要な措置を講ずるものとする。

(標識の設置)

第4条 管理者は、林道の保全及び通行車両の安全を図るために必要な場所に標識を設置するものとする。

2 管理者が設置する標識の種類は次のとおりとする。

案内標識	起終点, 里程, 注意事項, 方面及び距離, 著名地点
警戒標識	十形道路交差点あり, 卜形（又は十形）道路交差点あり, T形道路交差点あり, Y型道路交差点あり, 右（又は左）方屈曲あり, 右（又は左）屈折あり, 右（又は左）背向屈曲あり, 右（又は左）背向屈折あり, 右（又は左）つづら折れあり, 踏切あり, 学校・幼稚園・保育所等あり, すべりやすい, 落石のおそれあり, 幅員減少, 上り急勾配あり, 下り急勾配あり, 道路工事中, その他危険
補助標識	注意, 路肩弱し, 安全速度, 林道規程例外値の適用箇所

3 規制標識及び指示標識については、事前に兵庫県公安委員会と十分な連絡調整を図り、必要な情報提供を行い、標識の設置を要請するものとする。

規制標識	重量制限, 高さ制限, 最大幅, 通行止め, 最高速度, 警笛鳴らせ, 警笛区間, 一時停止, 徐行
指示標識	規制予告

(通行の禁止又は制限措置の方法)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、兵庫県公安委員会等の関係機関に対し、禁止又は制限に必要な情報の提供及び要請などを行うものとする。

- (1) 林道の決壊、埋塞、埋没等の発生又は、異常気象によって通行に危険がある場合。
- (2) 管理者が実施する森林作業や林道工事のため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 橋梁、又はその他の構造物等において車両に対する積載又は乗車の制限をしようとする場合。
- (4) その他通行の禁止又は制限措置が必要な場合

(林道利用者への周知事項)

第6条 管理者は、林道ごとに次に掲げる事項を定め、これを標示した標識を当該林道の起点、終点及びその他必要な場所に設置するものとする。

- (1) 禁止行為に関する事項
 - ア 林道を損傷し、又は汚損する行為
 - イ 橋梁に関する制限重量以上の運搬行為
 - ウ 林道敷地内に土石等の物件を置き、通行に支障を及ぼす行為
 - エ 林道沿線の植物、土石等の採取
 - オ その他管理者が必要と認める行為
- (2) 注意事項
 - ア 通行に関すること
 - イ 林道施設に関すること
- (3) 林道の占用等に関する事項
 - ア 林道の占用の申込方法
 - イ 林道敷地内における管理者以外の者の行う工事の申込方法

(林道の占用)

第7条 林道を占用しようとする者（以下、「占用申請者」という。）は、占用開始日の30日前までに林道占用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出することとし、管理者は、その内容を調査のうえ、許可することができる。

- 2 占用申請者は、前項の林道占用許可申請書には、損害賠償責任負担請書（様式第2号）を添付するものとする。
- 3 管理者は、第1項の許可に当たっては、林道の構造の保全、原状回復、通行の安全等必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可に係る占用料の徴収については、使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）及び行政財産目的外使用料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第13号）の定めるところによる。
- 5 林道の占用に係る費用は、当該林道の占用の許可を受けた者の負担とする。

(管理者以外の者の行う工事)

第8条 管理者以外の者で、県管理林道敷に係わる工事を行う者（以下、「工事申請者」という。）は、工事開始日の30日前までに工事施行承認申請書（様式第3号）を管理者に提出することとし、管理者は、その内容を調査のうえ承認することができる。

- 2 工事申請者は、前項の工事施行承認申請書に、損害賠償責任負担請書（様式第2号）

を添付するものとする。

- 3 管理者は、工事に伴い設置される物件を林道に帰属させる場合は、第1項の工事施行承認申請書に帰属承諾書（様式第4号）を添付させるものとする。
- 4 管理者は、第1項の承認に当たっては、林道の構造の保全、原状回復、通行の安全等必要な条件を付することができる。
- 5 林道の工事に係る費用は、当該林道の工事の承認を受けた者の負担とする。
- 6 林道の占用に付随する工事施行承認については、占用許可申請に工事の内容を含めて申請すること。またこの場合、工事施行承認申請書は免除とするが、本条第3項に該当する場合は、帰属承諾書（様式第4号）を添付すること。

（電子情報処理組織による手続の特例）

- 第9条** 管理者は、第7条および第8条に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。
- 2 前項の規定により、第7条および第8条に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

（補則）

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。（昭和44年 5月26日）
- 2 同 （昭和48年 4月 1日一部改正）
- 3 同 （昭和54年10月 1日一部改正）
- 4 同 （平成14年12月16日一部改正）
- 5 同 （平成17年 3月24日一部改正）
- 6 同 （平成17年12月 1日一部改正）
- 7 同 （平成21年 4月 1日一部改正）
- 8 同 （平成27年 3月 2日一部改正）
- 9 同 （平成28年 4月 1日一部改正）
- 10 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

林道占有許可申請書

令和 年 月 日

〇〇〇県民局長 様

住所
氏名
電話 () -
電子メール

次のとおり林道占有の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請の区分	新規 ・ 変更 ・ 継続	
前回許可番号	兵庫県指令 第 号	
前回許可年月日	年 月 日	
占有の目的		
占有の場所	路線名	線 (工区 km 地点)
	箇所	市・郡 町 大字 番地
占有の内容	構造	
	面積	m ²
	数量	個・本・m ³ ・m ² ・m・その他 ()
占有の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
摘要		
添付図面	1 占有の位置図、平面図 2 施設又は工作物の構造図 3 その他	

様式第2号（第7条関係）

損害賠償責任負担請書

本申請に係る林道〇〇線の
〔 占 用 〕
〔 工事施行 〕 に当って第三者、又は

貴県に損害を及ぼしたときは、一切の賠償責任を負います。

令和 年 月 日

〇〇〇県民局長 様

住所
氏名
電話 ()
電子メール

工事施行承認申請書

令和 年 月 日

〇〇〇県民局長 様

住所
氏名
電話 () -
電子メール

次のとおり工事施行の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

工事の目的			
工事の場所	路線名	線 (工区 km 地点)	
	箇所	市・郡	町 大字 番地
工事の内容	構造		
	面積	m ²	
	数量	個・本・m ³ ・m ² ・m・その他 ()	
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
摘要			
添付図面	1 位置図、平面図 2 施設又は工作物の構造図 3 その他		

様式第4号（第8条関係）

帰属承諾書

本申請に係る林道〇〇〇〇線〇〇工事に伴う道路又は、その附属物を構成する物件の所有権がこの竣工と同時に無償で貴県に帰属することを承諾します。

令和 年 月 日

〇〇〇県民局長 様

住所
氏名
電話 ()
電子メール